

・部落差別の解消の推進に関する法律・

部落差別解消推進法 —いわれなき差別をなくすために—

部落差別（同和問題）とは、同和地区・被差別部落と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職、日常生活の中でさまざまな差別を受けるなどの、日本固有の人権問題です。

「部落差別解消推進法」は日本の法律で初めて「部落差別」という文言が使われた法律で、部落差別の解消に向け、国と地方公共団体が、相談・教育・啓発等の施策に一層取り組むことになりました。



目 的

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

基本理念

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

国及び地方公共団体の責務

第三条 国は前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとする。

相談体制の充実

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

教育及び啓発

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方自治体は、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

部落差別の実態に係る調査

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

解決を阻むさまざまな事例

結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。

差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ピラがまかれるといった事案が発生しています。特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。

えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。こうした行為は、同和地区出身者に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

わたしたちにできること

- ・差別に加担しない
- ・差別を傍観しない
- ・社会に根強く存在する部落に対する誤解や偏見を批判する

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう！

▶今年度の尼同教社会教育部主催の人権教育現地学習会は11月13日に京都市下京区、講演会と崇仁地域のフィールドワーク・柳原銀行記念資料館見学を企画しています。ふるってご参加ください。

「人権三法を知り、活かす取組を」

部落解放同盟尼崎市連絡協議会 議長 橋本 貴美男

2016年に人権に関する3つの法律が施行されました。4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。そして、12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえ、たうで「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

ここであらためて差別について考えたいと思います。私は、差別についての規定を「差別とは、人間社会において、本人の責めに帰ることができない理由で、不利益をうけること。」と考えています。つまり、どんな差別も許さない立場に立ちます。

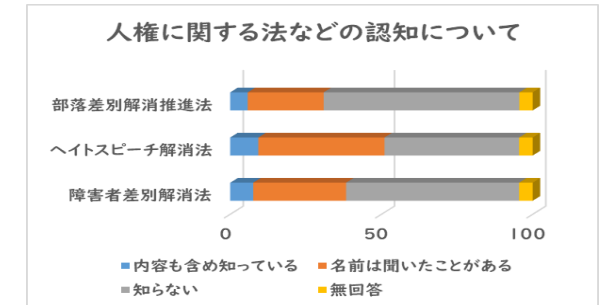
不利益の内容は、政治的、経済的など人間社会で生活するすべてのことを指します。その理由が被差別部落の親からうまれた・被差別部落に住んでいることである場合、それが部落差別。その理由が女性である場合、女性とただで参政権がない時代がありました。それが女性差別などとなります。

差別の規定ができるとその差別からの解放も具現化できます。

例えば、部落が解放された場合とは、被差別部落出身であることが明らかになっても、何らの不利益を受けない状態、社会になること。女性というだけでは何らの不利益を受けない状態、社会になること。いつも差別をなくす取組が大切ということになります。

兵庫県内の自治体では「部落差別解消推進法」の周知が取り組まれており、法律の具体化としての条例づくりも進んでいます。たつの市では、2017年12月に「部落差別解消推進条例」が制定されました。市の計画や審議会の設置などが規定されています。また、2018年9月には加東市でも同様な条例が制定されました。

尼崎市でも条例づくりに準備が進んでいます。しかし、尼崎市が2018年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では人権三法の認知度は高いとは言えません。ただ、法律ができたそのことだけでは差別はなくなりません。法律の周知をはじめ、私たち一人ひとりの不断の努力と取組が必要です。



「一人称で語る人権教育」人権・同和教育推進大会 講演会

6月20日（木）、『部落問題をどう語り、伝えるのか—これからの同和教育の課題—』をテーマに、関西大学名誉教授の石元清英さんにご講演いただきました。

近年、小学生から高校生までの間に差別や人権に関する教育を受けたことがある割合は非常に高いというデータがある中、同和問題を教わったという事に関しては、20代以下の年代で急激に減少している結果も出ている。このことに同和対策事業が2002年に終結した影響（課題として扱われなくなったこと）がはっきりと顕れているとのことでした。

石元さんが大学で授業を行う前に実施するアンケートでの、部落に対する学生の三大イメージは『暗い』『貧しい』『閉鎖的』。そのどれもが世間に残っているイメージが強すぎて、教育を受けた人であっても「部落とは自分の知らないどこかに、自分たちとは全く違う血筋の人たちが代々住み続けている」と誤った認識で捉え、自分の問題、自分と人権という所に繋がっていない状況が続いている。本質を知り、他人ごとではなく自分の問題としての人権を考えることができた時、新たな出逢いの中に学びを得て、豊かな人間関係がもてる。誰かのために人権を学ぶのではなく、学んだことは総て自分にプラスとなり返ってくるのだとお話されました。

石元さんが講演の終盤でおっしゃった『自分がどんな権利を持っているのかを知らなければ、周りの人の人権を守ることはできない』という言葉が非常に印象的でした。 <尼同教だより編集委員・和田 季子>

*講演会の詳しい内容は「尼同教この1年」に収録予定です。

